



金融庁月刊オンライン広報誌

アクセス FSA 第 178 号

<https://www.fsa.go.jp/access/index.html>

Contents

- P 2 つみたて NISA 特集！
- P 4 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策
金融機関窓口などでの取引時の情報提供にご協力ください。
- P 5 金融庁明治 150 年関連施策
- P 7 地域金融の課題と競争のあり方について
- P 8 車座ふるさとトーク in 香川県高松市
- P 9 IMF・金融庁・日本銀行共催 FinTech コンファレンス
- P 10 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い
- P 15 お知らせ



つみたて NISA 特集！

2018 年春、環境が変わり、新しい生活をスタートされた方も多いのではないのでしょうか。金融庁では、この春、資産形成について考える様々なコンテンツ・イベントをご用意いたしました。是非、ご自身の資産形成について考える、きっかけとしていただければ幸いです。

つみたて NISA とは？

つみたて NISA とは、特に少額からの長期・積立・分散投資を支援するための非課税制度です。

つみたて NISA の対象商品は、手数料が低水準、頻繁に分配金が支払われないなど、長期・積立・分散投資に適した公募株式投資信託と上場株式投資信託（ETF）に限定されており、投資初心者をはじめ幅広い年代の方にとって利用しやすい仕組みとなっています。

※ つみたて NISA についての詳しい説明は、NISA 特設ウェブサイト「[つみたて NISA について](#)」をご覧ください。

「つみたて NISA Meetup」について

金融庁では、個人投資家との意見交換を行う「つみたて NISA Meetup」（つみっぷ）を全国で開催しています。平成 30 年 4 月 21 日（土）は、「つみたて NISA Meetup」の拡大版「つみたて NISA フェスティバル 2018」を開催しました。当日は、投資ブロガーによる「はじめての投資！おすすめの一冊」ランキングの紹介や、つみたて NISA キャラクターの発表、有識者によるパネルディスカッションなどが行われました。



金融庁では、今後つみたて NISA Meetup を開催予定です。

※ 開催情報及び当日の資料は、NISA 特設ウェブサイト「[つみたて NISA Meetup](#)」をご覧ください。

つみたてワニーサ公式 twitter について

こんにちはワニーサ！「つみたてワニーサ公式 twitter」では、資産形成・つみたて NISA に関する情報を、わかりやすく発信中です。

※ つみたてワニーサ公式 twitter はこちら→[@Wa_nisa_FSA](#)



ビデオクリップ

「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」について

資産形成ってなぜ重要？ 長期・積立・分散投資ってどんな仕組み？ 「iDeCo」「つみたて NISA」ってどんな制度？と、少しでも資産形成に疑問の湧いた方は、ぜひ、ビデオクリップ「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」をチェックしてみてください。人生における資産形成のポイントがギュッと詰め込まれています。

※ ビデオクリップ「[未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～](#)」

【ビデオクリップ概要】（ダウンロード・活用自由）

（資料）金融庁NISA特設ウェブサイトに掲載
<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/index.html>

金融庁 NISA推進・連絡協議会
 協力 厚生労働省 金融広報中央委員会 国民年金基金連合会 企業年金連合会 運営管理機関連絡協議会 日本FP協会

資産形成の重要性 (再生時間 3分5秒)	長期・積立・分散投資 (再生時間 3分56秒)	非課税制度の内容・比較 (再生時間 4分12秒)

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策
金融機関窓口などでの取引時の情報提供にご協力ください。

金融庁は、金融機関等との連携の下で、金融サービスを悪用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策に取り組んでいます。

金融機関等がマネロン・テロ資金供与対策として、従来よりも厳格な本人確認を行ったり、取引目的の確認、資産及び収入の状況等について従来は求めていなかった資料の提出や質問への回答を求めたりする場合があるため、利用者の皆様に金融機関窓口などでの取引時の情報提供についてご理解とご協力をお願いします。

- マネロン・テロ資金供与対策のため、例えば、次のような場合に金融機関窓口などで取引時の情報提供を求められることがあります。
 - ・ 多額の現金・小切手による取引や短期間のうちに頻繁に行われる取引、当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない取引等
→取引を行う目的や、現金の原資等について、書面等により確認を求められる等、手続きに時間を要する場合があります。
 - ・ 過去に確認した事項についても、再度確認を求められる場合があります。
→その際に、各種書面等の提示を求められる場合があります。
- また、犯罪組織等が行う様々な手法に対抗できるよう、金融機関等は、それぞれに調査手法等を工夫・実施しています。このため、利用する金融機関等や、行う取引の違い等によって、異なる資料の提出や質問への回答を求められる可能性があります。

犯罪組織やテロ組織への資金流入を未然に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持し、犯罪組織やテロ組織が活動しづらい環境を作るため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融機関窓口などでの取引時の情報提供にご協力ください。](#)」にアクセスしてください。



平成 30 年（2018 年）は、明治元年（1868 年）から起算して満 150 年に当たります。

明治以降、近代国家への第一歩を踏み出した日本は、この時期において、近代化に向けた歩みを進めることで、国の基本的な形を築き上げていきました。近年、人口減少社会の到来や世界経済の不透明感の高まりなど激動の時代を迎えており、近代化に向けた困難に直面していた明治期と重なるところもあることから、この時期に、改めて明治期を振り返り、将来につなげていくことは、意義のあることです。こうした基本的な考え方を踏まえ、各府省庁、地方公共団体、民間団体は、具体的な関連施策に積極的に取り組んでいくこととされています。

金融庁は、この一環として、[「金融庁 明治 150 年関連施策 特設ページ」](#)（以下「特設ページ」といいます。）を開設し、以下の施策に取り組むことを公表しました。

○「明治 150 年」関連シンポジウムの開催

平成 30 年 9 月 6 日に、明治時代の金融制度が果たした役割をテーマとしたシンポジウムを開催します。

1. 日程、場所

平成 30 年 9 月 6 日（木）（14:00～16:40 予定）

中央合同庁舎 7 号館東館 3 階講堂

2. テーマ

明治時代の金融制度が果たした役割

3. コメンテーター、講演者

（コメンテーター）

■吉野 直行 氏（アジア開発銀行研究所所長、慶應義塾大学名誉教授、金融庁金融研究センター顧問）

（講演者）

■宮本 又郎 氏（大阪大学名誉教授、大阪企業家ミュージアム館長）

■米山 高生 氏（東京経済大学経営学部教授、一橋大学名誉教授、
金融庁金融行政モニター委員）

■小林 延人 氏（首都大学東京経済経営学部准教授）

○明治期の金融制度確立等に貢献した人物に関する調査

明治期の金融制度の確立等に貢献した人物3名（外山脩造、矢野恒太、アレキサンダー・アラン・シャンド）の活躍を㈱エアクレーレンに依頼し、委託調査しました。

※ 調査報告書をご覧になりたい方は[特設ページ](#)にアクセスしてください。

また、金融庁2階広報コーナーにて、上記3名のパネルを展示していますので、ぜひご覧ください。



このほか、[特設ページ](#)では、金融庁関連業界団体（全国銀行協会、生命保険協会、損害保険協会、日本証券業協会、日本取引所グループ）のウェブサイトへのリンクを掲載し、各団体の取組を紹介しています。

地域金融の課題と競争のあり方について

金融庁における有識者会議「金融仲介の改善に向けた検討会議」においては、企業や経済の成長・発展に資する質の高い金融仲介機能の発揮の実現に向けた検討を行っています。

人口減少による資金需要の継続的な減少など、地域金融機関を取り巻く経営環境は構造的に厳しさを増しています。そのような中、将来にわたって金融機関の健全性と金融仲介機能の発揮を両立させ、地域経済や地域の企業・住民の立場から最適な競争のあり方について、平成 29 年 12 月より当会議で議論が行われ、平成 30 年 4 月 11 日、有識者会議の報告書が公表されました。

本報告書では、人口減少下での地域金融機関の競争と経営の安定性や、地域金融機関の経営統合への対応、新たな競争政策の枠組み等について提言されています。

金融庁では、今後、本報告書で示された考え方を十分に踏まえ、金融行政を行ってまいります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[「地域金融の課題と競争のあり方」に関する報告書](#)」（平成 30 年 4 月 11 日）にアクセスしてください。

車座ふるさとトーク in 香川県高松市

「車座ふるさとトーク」は、各省庁の大臣、副大臣、政務官が各地に赴き、テーマに沿って、その地域の方々と少人数で車座の対話を行い、生の声をつぶさに聞いて、政策にいかすことを目的とした取り組みです。

金融庁では、平成 30 年 5 月 21 日（月）に越智隆雄副大臣が香川県高松市にお伺いし、「地域金融機関に期待される役割について」をテーマに、「車座ふるさとトーク」を開催しました。

越智隆雄副大臣は、香川県内に在住の 10 代から 70 代までの幅広い年代の 14 名の方々と対話を行い、金融機関の利便性の向上や金融教育の必要性など貴重なご意見をいただきました。



車座ふるさとトークの様様



集合写真

また、車座ふるさとトーク終了後に、日プラ株式会社（香川県木田郡三木町）を視察しました。



視察風景①



視察風景②

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[車座ふるさとトーク](#)」にアクセスしてください。

IMF・金融庁・日本銀行共催 FinTech コンファレンス

4月16日、IMF（国際通貨基金）、金融庁および日本銀行の共催により、東京において、FinTech コンファレンスが開催されました。

当コンファレンスでは、アジアを中心とした各国当局や FinTech に関心を持つ金融機関等が参加し、FinTech 分野におけるアジア各国の先駆的な動向や FinTech を活用した金融の深化（金融包摂など）に焦点を当て、さらに FinTech がもたらすリスクや規制上の課題について、議論しました。

冒頭挨拶で、村井英樹大臣政務官は、金融庁の FinTech に係る施策を交え、「FinTech は、金融セクターにおける更なる成長の機会を与えるものと期待されている。また、ブロックチェーン技術の台頭により、金融ネットワークが、従来の金融機関を取引の中心とする形態から、顧客同士が直接取引を行うような分散型のネットワークに変化していく可能性がある。こうした状況の中で、暗号資産及びその土台となるブロックチェーン技術等が、社会に新たな機会を提供しうる点に留意しながら、リスクをコントロールすることは、金融規制当局にとって難しい課題の1つであるが、取り組まなくてはならない課題であると認識している。FinTech により金融活動がグローバル化していく中、各国金融規制当局等との間で、国際的な連携・協調が益々重要となってくる。」旨の発言をしました。



コンファレンスの模様



挨拶をする村井英樹大臣政務官

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

○ 仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐるトラブルが増加しています。また、仮想通貨の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には金融庁・財務局に登録された事業者であるか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- 仮想通貨は「法定通貨」ではありません。
- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。
- 仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- 仮想通貨の取引を行う場合は事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。
- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[仮想通貨交換業者登録一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○ ICO (Initial Coin Offering) に関する注意喚起について

一般に、ICO (Initial Coin Offering) とは、企業等が電子的にトークン（証券）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でICOによる資金調達が急増していますが、ICOにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

- 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

● 詐欺の可能性

一般に、ICOでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ICOに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注） ICOにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ICOの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しております。



「[ICOについて ～利用者及び事業者に対する注意喚起～](#)」（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- その信用力などが保証されているものではありません。
- 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X：03-3506-6699

皆様からの情報提供が市場を守ります！

(1) 情報提供窓口

証券取引等監視委員会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央金町金第7号館 FAX:03-5251-2136
 証券取引等監視委員会とは国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
 Securities and Exchange Surveillance Commission
 "for investors with investors"

(2) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン
<https://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>
直 通 : 03-3506-6627
 電子メール : pension-hotline@fsa.go.jp

(3) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口
<https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>
直 通 : 03-3581-9854
F A X : 03-5251-2198
 電子メール : koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

お知らせ

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見を言うことは難しいところとご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

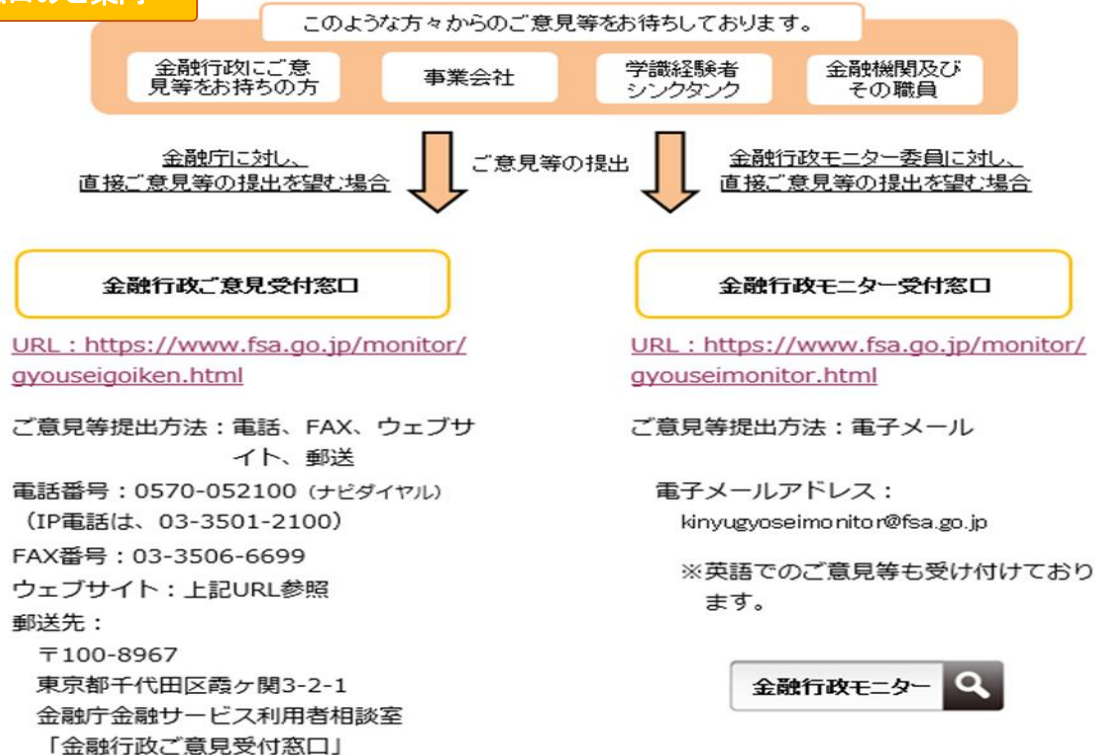
金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁 百合	（株）日本総合研究所 副理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長
米山 高生	東京経済大学経営学部教授
和仁 亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

● 以下の点について、ご質問・ご相談等はございませんか。

- ① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
- ② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
- ③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

● 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

● ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》 平日9時～16時

※ お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL: <https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL: <https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL: <https://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報

が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
調達情報	「調達情報メール配信サービス」	—

